

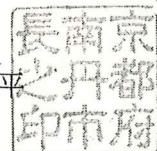


写

3 南総総第 207 号
令和 3 年 7 月 12 日

南丹市議会議員 松尾 武治 様
(市議会議長経由)

南丹市長 西村 良平



文書質問回答書

令和 3 年 6 月 29 日付け 3 南議第 93 号で南丹市議会議長より送付された文書質問書について、南丹市議会文書質問実施要綱第 3 条第 5 項の規定により、下記のとおり回答します。

記

質問者名	松尾 武治	担当課	農林商工部農山村振興課			
質問事項	有害鳥獣捕獲事業について					
質問内容①						
「南丹市の被害防止対策運営協議会では、法で示す被害防止計画の実施に關わる連絡調整が、議事録を確認したところ行われていないが、なぜ、法で示す取組みを行わなかったのか。」と、行わなかった理由を聞く質問を行った。その質問に対する部長の答弁は、「令和 3 年度は被害防止計画に変更がないために議題に上げなかった」ということであった。						
市長答弁で、特措法に基づく被害防止対策運営協議会と答えられているので、被害防止計画に示す年次毎の捕獲目標数を示す捕獲計画についての協議が必要と考えるが、部長の見解を改めて伺う。						
答弁						
南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会条例では、所掌事項として、南丹市鳥獣被害防止計画に關することや、有害鳥獣による被害防止に必要な事項に關すること等を協議することとしております。特に、被害防止計画については、3 年ごとの計画作成時及び内容の変更時に協議をお願いしており、また、被害防止計画の実施に關わる協議については、前年度の捕獲結果や、農林水産物の被害状況を踏まえて、捕獲内容の協議をさせて頂いていると認識しているところです。捕獲計画数の整合性の問題や、上部機関との意見交換を踏まえ、議員ご指摘の内容については、今後、より良い方向を目指して研究を進めて参りたいと考えています。						

質問者名	松尾 武治	担当課	農林商工部農山村振興課			
質問事項	有害鳥獣捕獲事業について					
質問内容②						
狩猟法に基づく南丹市の事務取扱要綱で定めている捕獲許可頭数を議題にしている根拠を伺う。						

答弁

京都府の第12次鳥獣保護管理事業計画書の第四「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採卵等の許可に関する事項」の3-3「鳥獣の管理を目的とする場合」の(2)「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合」の⑤「被害防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等」の(イ)「関係者間の連携強化等」のaにおいて「被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に捕獲を実施するに当たり、地域ごとに市町村、農業協同組合、森林組合、獵友会、学識経験者、府関係機関等による市町村有害鳥獣対策協議会を設置するものとする」とされており、南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会の所掌事項において位置づけし、協議頂いているところです。